

平成23年8月3日

於：南青山会館新館2階「大会議室」

水産政策審議会第33回企画部会
及び第33回企画部会
・第14回水産政策審議会合同会議
議事録

水 産 庁

水産政策審議会第33回企画部会

及び第33回企画部会・第14回水産政策審議会合同会議

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 8月3日 10時30分

閉会 平成23年 8月3日 12時12分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	岡本リセ子	奥村 保之	梶 克之	來生 新
	木場 弘子	小菅 弘夫	近藤 健雄	佐藤 信幸
	鈴木 徳徳	武田 三花	寺島 英弥	長屋 信博
	馬場 治	原 一郎	東村 玲子	山川 卓
	山下 東子	山根 香織		
特別委員	安部 敏男	角 好美	須能 邦雄	高橋 健二
	野崎 哲	濱田 武士	安成 椰子	渡邊 朝生

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長 柄澤漁政部長 橋本企画課長 保科水産業体質強化推進室長
山口加工流通課長 長谷沿岸沖合課長 本田防災漁村課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	4
(協議事項)			
①部会長の選任について		4
②部会長代理の指名について		5
(審議事項)			
次期水産基本計画の検討について		5
(第14回水産政策審議会(総会)との合同会議)			
(その他)		29
3. 閉	会	29

○橋本企画課長 それでは、予定の時間を少し過ぎておりますので、水産政策審議会と企画部会の合同会議を開催させていただきたいと思っております。

それではまず、合同会議の持ち方について御案内申し上げます。

私は、事務局を務めます水産庁企画課長の橋本でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、次期水産基本計画の検討につきまして、水産政策審議会の本審と企画部会の合同で御審議いただくことといたしましたことから、この会議には審議会委員全員と企画部会特別委員の皆様にご出席をいただいております。

この会議の進め方でございますけれども、本日はまず、企画部会として部会長及び部会長代理を御選任いただきまして、その後、水産政策審議会本審と企画部会の合同の会議として水産基本計画の変更に関しまして12時ごろまで御審議いただく予定とさせていただきます。

企画部会の部会長及び部会長代理を選任するまでの間、企画部会に属していない審議会委員の皆様には恐縮でございますが、着席のままお待ちいただくということになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております委員名簿に基づきまして、委員の御紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、水産政策審議会会長、先ほど御選任されました会長でありまして、企画部会委員にもなっております、山下東子委員でございます。

來生新委員でございます。

木場弘子委員でございます。

武田三花委員でございます。

寺島英弥委員でございます。

長屋信博委員でございます。

馬場治委員でございます。

原一郎委員でございます。

ただいま御紹介させていただきました8名の委員の方々には、本審の委員と企画部会委員を兼ねていただいております。

続きまして、本審の委員を御紹介させていただきます。

岡本リセ子委員でございます。

奥村保之委員でございます。

梶克之委員でございます。

小菅弘夫委員でございます。

近藤健雄委員でございます。

佐藤信幸委員でございます。

鈴木徳穂委員でございます。

東村玲子委員でございます。

山川卓委員でございます。

山根香織委員でございます。

なお、本審の委員では、あん・まくどなるど委員、櫻庭武弘委員のお二方が本日欠席と
いうことでございます。

次に、企画部会の特別委員を御紹介させていただきます。

安部敏男特別委員でございます。

角好美特別委員でございます。

須能邦雄特別委員でございます。

高橋健二特別委員でございます。

野崎哲特別委員でございます。

濱田武士特別委員でございます。

安成椰子特別委員でございます。

渡邊朝生特別委員でございます。

本日は、馬場元朝特別委員、山下裕子特別委員のお二方が御欠席ということございま
す。

引き続きまして、本日出席しております水産庁幹部を紹介させていただきます。

水産庁次長の宮原でございます。

漁政部長の柄澤でございます。

漁政課長の太田でございます。

沿岸沖合課長の長谷でございます。

計画課長の宇賀神は欠席しております。

防災漁村課長の本田でございます。

水産業体質強化推進室長の保科でございます。

企画課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、企画部会の議事に入らせていただきます。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項において準用します同条1項の規定によりまして、企画部会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員8名全員の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会としても成立いたしております。また、特別委員は10名中8名の方が出席しております。

本会議は公開されておまして、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましても、すべて公表することになっております。

では、議事に先立ちまして、この企画部会の位置づけについてごく簡単に御説明させていただきます。

企画部会は、水産政策審議会令第6条に基づきまして、水産政策審議会に置かれた部会ということでございます。

この部会の役割につきましては、水産政策審議会議事規則第11条第2項に定められておりますとおり、水産基本法第10条第3項、すなわち水産白書に関する事、水産基本法第11条第6項、すなわち水産基本計画に関する事、3番目として、このほかに沿岸漁場整備開発法、持続的養殖生産確保法等の法律の規定によりまして、審議会の権限に属せられた事項、これらに関して調査審議するということございまして、先ほどの水産政策審議会農林水産大臣から諮問されました次期水産基本計画の検討につきましては、この企画部会で検討していただくということになります。

当面は、来年3月ごろまで水産基本計画と水産白書について御審議いただく予定とさせていただきます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に議事次第と配付資料一覧でございます。

次に、資料1として企画部会の委員名簿でございます。

基本計画関係資料といたしまして、2-1から2-7でございます。

それから、参考資料1と参考資料2でございます。

以上、よろしいでしょうか。

そのほか、水産政策審議会令、水産政策審議会議事規則等も御参考としてお配りしております。

また、お手元に資料がない場合につきましては、事務局の方にお申し出いただければ、追加的に配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

最初の議題は、部会長の選任でございます。

部会長の選任につきましては、水産政策審議会令第6条第3項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、企画部会の委員、特別委員の皆様、いかがでしょうか。

○馬場委員 前期から引き続きの委員で、山下東子先生に、前期の部会長もされていたということですから、山下東子先生を推薦したいと思います。

○橋本企画課長 そのほか御意見ありますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○橋本企画課長 今、馬場委員から山下東子委員を推薦する意見がございました。

ほかに御発言ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○橋本企画課長 ないようでございますので、それでは、山下東子委員を部会長に選任するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○橋本企画課長 ありがとうございます。

それでは、異議なしのお声をいただきましたので、山下東子委員には部会長に御就任いただき、これからの議事進行をお願いいたしたいと思っております。

(山下委員、部会長席へ移動)

○橋本企画課長 なお、山下部会長は本審の会長でもいらっしゃいますので、本審の会長と企画部会長を兼任していただくということでございます。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

○山下部会長 ただいま、水産政策審議会企画部会の部会長を仰せつかりました山下でございます。

今期は、通常の議事に加えまして、水産基本計画についても審議をすることになっておりますので、どうぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、着席をして続けさせていただきます。

本日は、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見をいただきまして、十分な御審議をいただきますようお願いいたします。

次の議題は、部会長代理の指名でございますけれども、水産政策審議会令第6条第5項の規定によりますと、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理するということになっております。

それでは、私の方から、馬場治委員に部会長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山下部会長 馬場委員、よろしゅうございますか。

馬場委員の御了承、皆様の御了承をいただきましたので、馬場委員に部会長代理をお願いすることといたします。

それではまず、事務局より企画部会の運営について説明をお願いいたします。

○橋本企画課長 水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、公開にて行うということになっております。

また、第9条に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

運営につきましては、以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題であります、次期水産基本計画の検討につきましては、水産政策審議会の本審と企画部会の合同で審議を進めることといたします。

議事進行につきましては、私が本審の会長と企画部会の会長の両方を務めさせていただきますので、このまま私が進めることといたします。

なお、本審議会につきましては、先ほど成立していることを確認しております。

資料が配付されておりますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

○保科水産業体質強化推進室長 それでは、お手元の資料の2-1から2-7までを一括して御説明させていただきます。

水産業体質強化推進室長の保科と申します。どうぞよろしく申し上げます。

内容といたしましては、まず、資料1で今後の検討のスケジュールを御説明させていただきまして、その後、2から6までを使って最近の水産業をめぐる情勢を東日本大震災に対する水産庁の対応等も含めて御紹介させていただきます。その後、資料7になりますけれども、それらを踏まえまして、基本計画の検討の視点について整理を行いましたので、

その内容を御紹介させていただきたいと思います。

それでは、まず、資料2-2、検討スケジュール（案）を御参照ください。

本日、8月3日ですけれども、水産政策審議会と企画部会の合同の会議を開催いたしております。先ほど審議会の方で次期基本計画についての諮問をさせていただいたところですので。

以降でございますけれども、企画部会におきまして、分野ごとに現状や今後の施策の方向、あるいは水産物の自給率の目標について、月に1回から2回程度の頻度で開催をいたしまして、審議をいただければと考えております。また、必要に応じて現地視察等も実施できたらと考えております。

その後ですけれども、2月上旬を目途に、本日のメンバーになりますけれども、政策審議会と企画部会の合同の会議を持ちまして、そこで基本計画の骨子について御審議をいただければと思います。その後ですけれども、更に企画部会で次期基本計画の本体の内容について御検討いただき、3月に水産政策審議会の本審の方で基本計画についての答申をいただければと考えております。

これが今後のスケジュールでございます。

続きまして、東日本大震災による水産業の影響等を含めまして、水産業をめぐる最近の情勢について御説明をさせていただきます。

資料2-3をごらんいただければと思います。大震災の関係でございます。

1ページをめくっていただきまして、震災によりまして、北海道から九州、沖縄まで、非常に広い範囲で、太平洋側、太平洋沿岸で漁業、養殖業に被害が発生いたしました。ここでは、被害の大きかった7道県についての漁業の概要をとりまとめてございます。これら7道県、北海道から千葉県までの各県でございますけれども、海面漁業の生産量で227万tと全国に占めるシェアが54%、海面養殖業の生産量では48万t、40%、漁船数で5万1,445隻、27%、漁業就業者数では7万3,948人、33%といずれも非常に高いウェートを占めております。

また、主な海面漁業の漁獲物、サケ・マス類、サンマ、サバ等、グラフになっておりますけれども、サケ・マスでほぼ100%、サンマで9割ぐらい。右側が海面養殖業生産物のシェアですけれども、ホタテガイで100%、ワカメで8割等など、非常に高いウェートを占めておりまして、我が国の漁業にとって非常に重要な地域ということでございます。

2ページ、この7道県を中心に広範な地域で被害が発生いたしました。

特に、震源地に近い岩手県、宮城県、福島県では特に大きく、ほぼ全域にわたって壊滅的な状況ということでございます。

漁船の被害ですけれども、7道県におきまして、漁船保険に加入している隻数が約5万1千隻ありましたが、2万2千隻が被災をしております。特に、岩手県、宮城県ではそれぞれ1万隻以上の船があったわけですが、その大半が被災をしたということでございます。

漁港につきましても、319漁港が被災しておりまして、被害額では8,151億円となっております。また、漁港に隣接して水揚げの市場がございます。この市場につきましても大半が被災をいたしまして、岩手県、宮城県を中心に22の市場では全壊という状況でございます。

また、水産加工施設が漁港の背後に立地しておりますから、加工施設についても大きな被害が出ております。2,108施設のうち全壊が536、半壊106等となっております。

養殖関係ですけれども、次の3ページをごらんください。

この日本地図の色が付いた15件、北海道から沖縄県までで被害が出ております。養殖の施設での被害は全国で1,312億円。特に、被災地では、わかめが右のグラフにあります、全国の9割、かきで全国の3割強の生産をしていたわけですが、これらの養殖が特に盛んな岩手県、宮城県で壊滅的な被害となっております。

4ページ、漁港の被害を地図にプロットしたものでございます。

漁港につきましては、右上にございます、利用の範囲が地元非常に限られた小さな船が係留されているような第1種の漁港から、利用が全国的にわたる非常に大規模な漁港と、いった、いろいろな種類がございます。第3種漁港というのは、全国から漁船が水揚げに利用しまして、また、周辺の小さな漁港からも水産物が集積して、あるいは周辺に水産加工業が集積して立地するといったような、水産物の供給の基地になっている重要なものになってございます。

被害の状況ですけれども、下の表にありますように、岩手県、宮城県、福島県でほぼすべての漁港が被害を受けたという状況でございます。第3種の漁港を含めて被災しておりますので、被災地の漁業のみならず、三陸沖で操業をする全国の各地の漁業者の操業に大きな影響が出ているということだと認識しております。

次に、6ページに飛ばしたいと思います。

6ページで水産関係の対応についてでございますけれども、水産庁の対応といたしまし

ては、次の3つのステップにより復旧・復興を進めております。

第1のステップですけれども、被災者の生活の確保・被害状況の把握といった応急の対応になりますが、地震の発生直後から政府の緊急対策本部の設置等によりまして、取締船による被災地への支援物資の供給ですとか、被災状況の調査、被災地へ職員を派遣しての具体的なニーズの聞き取り、当座の資金調達の円滑化措置等を行っております。

第2のステップですけれども、一刻も早いなりわいの再開のための当面の復旧対策というところで、第一次補正予算によりまして漁業の再開に必要な資金の確保、多くの漁船、漁具が失われましたので、漁船、漁具の手当のための対応、産地市場、水産加工施設等の再建、漁港・漁場・漁村の普及のための手当を行っております。

第3のステップですけれども、これがこれから本格的な復興として実施していかなくてはいけないということですが、水産を構成する各分野、漁業だけでは成り立っていきませんので、各分野を総合的・一体的に復興させるための本格的な復興対策を実施していく必要があります。現在、復興構想会議の提言を踏まえまして、水産の復興については、国や地方が講じる個々の具体的な施策の指針としていただけるように、全体的な方向性を示した「水産復興マスタープラン」を6月28日に公表いたしました。これによりまして、水産を構成する各分野を広く見渡して、地元の意向を十分に踏まえた水産の復興を推進していきたいと考えておりまして、第三次補正予算等の措置を行っていききたいと考えております。

また、このマスタープランに関しまして、資料2-5に東日本大震災からの復興の基本方針という政府の復興対策本部が7月29日に復興に関しての基本方針をとりまとめておりますけれども、このマスタープランは復興方針と同じく、復興構想会議の提言を踏まえて策定されておりますので、策定の順番は逆になりましたけれども、先週発表された東日本大震災からの復興の基本方針にも即したものとなっております。

7ページ、水産復興マスタープランの概要を御紹介いたします。

プランにおきましては、我が国水産業における被災地域の重要性についての基本認識を明記した上で、復興に当たっての基本理念、復興の基本的方法を定めまして、そういった考え方に基づいて水産を構成する各分野を総合的、一体的に復興するための施策の考え方を整理してございます。

復興に当たっての基本理念ですけれども、ここにあります①から⑤までの地元の意向を踏まえる、あるいは被災地における水産資源をフル活用する。消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保するといった理念を掲げまして、基本的方向といたしまして、沿岸漁

業・地域につきましては、漁業者による共同化等により、生産基盤の共同化・集約化等を推進あるいは民間企業の資本等の導入に向けたマッチングの推進や、必要な地域では地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組み等の具体化等の基本的方向をまとめております。

また、沖合遠洋漁業・水産基地につきましては、漁船・船団の近代化・合理化による漁業の構造改革等について整理をしてございます。

これらを踏まえて、8ページ、個々の分野ごとに総合的・一体的な復興を図ろうということで、水産を構成する1番の漁港から8番の漁村まで、更には原発事故への対応という、広範な、各分野を広く見渡しまして、地元の意向を十分に踏まえて全体として我が国水産の復興を推進することとしております。

9ページ、10ページは一次補正予算による復旧対策を整理してございます。一次補正予算では、2,153億円の予算によりまして、漁港や防波堤などの漁村のインフラの整備、漁業を再開するための漁船・漁具の導入、水産加工施設の整備、漁業を再開するために必要となる資金等の確保のための対策を講じたところでございます。これにより早期の漁業の再開に向けて取り組むということでございます。

更に11ページ、水産関係の二次補正予算、総額198億円で、ここでは二重ローン問題対策といたしまして、被災した漁業、水産加工業等の製氷施設、市場、加工施設、冷凍冷蔵設備等の早期復旧に必要な機器等の整備あるいは原子力被害対策といたしまして、放射性物質の調査や放射性物質の構成分析に必要な機器・分析体制の強化のための対策を講じたというところでございます。

次に、原発事故の影響との対応。12ページ、福島第一原子力発電所の事故により、放射性物資の放出等によりまして、複数の水産物から暫定規制値を超える放射性物質が検出されております。これを受けて、政府による出荷制限措置や、県の漁業団体による操業自粛が行われている状況です。

放射性物質の調査につきましては、7月22日現在の資料を掲げてございますけれども、1,126件の調査が行われておりまして、暫定規制値を超えたものが81件となっております。また、水産庁では、5月2日に水産物の放射性物質検査に関する基本方針というのを都道府県に通知をいたしまして、今後とも連携して、放射性物質の調査を強化し、正確な情報提供に努めていこうということでございます。

13ページ、原発事故に伴う操業自粛の状況ですけれども、福島県では、海面におきまし

ては、県との協議に基づく漁業組合長会議の決定によりまして、3月15日以降、漁協がすべての操業を自粛しているという状況でございます。また、内水面におきましても、阿武隈川の本流・支流で放射性物質の高いヤマメ・ウグイ等が採捕されたために、阿武隈川本流と支流のヤマメ等について採捕の自粛の措置がとられ、あるいは原子力災害対策本部長指示による出荷制限の措置がとられているという状況でございます。

茨城県でございますけれども、コウナゴ漁業について4月5日に操業自粛の措置がとられまして、そのまま今期の操業の終了が決定されたということでございます。

右側ですけれども、加工流通対策に関してです。

風評被害というのが発生をしております、正確な情報を提供していくことが非常に重要になっております。検査結果や放射性物質の魚への影響等に関するQ&Aをホームページに掲載するなどして、情報提供に努めているところです。

また、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズでのキャンペーンを展開したりといったこともしております。

また、輸出に当たりまして、産地証明ですとか、放射能の安全証明等を求めている国に対しては、証明書の発行を行っております。

また、諸外国に対しては、外交ルートを通じて、我が国の措置等についての情報提供をするとともに、検査結果や放射性物質の影響等について水産庁ホームページで英語で公表するといった対応も行ってきております。

引き続きまして、資料2-4に基づきまして、そのほかの震災以外の我が国の水産業の最近の状況について御説明をさせていただきます。

1 ページ目、世界の中の日本の漁業、世界の漁業の様子でございます。

FAOの統計を利用しておりますけれども、世界では、ごらんいただきますように、漁業・養殖業ともに中国の生産量が最も多くなっております。図表の一番下に入っている、一番幅のあるところでございます。漁業では、次いでペルー、インドネシア、日本など。養殖業では、インドネシア、インド、日本などが中国に次ぐ生産を上げている状況でございます。

2 ページ、我が国の漁業・養殖業の生産量でございますが、平成20年で559万tで、世界第5位の水準でございます。また、我が国の1人当たりの食用魚介類供給量は、56.9kgとなっております、主要国では世界第1位の魚食大国ということでございます。

3 ページ、ここでは我が国水産業の高い潜在力について紹介をさせていただきますけれども、

我が国の排他的経済水域の面積は、下の表にございますように、447万km²、アメリカ、オーストラリア、インドネシア、ニュージーランド、カナダに次ぎまして、世界で第6位でございまして、国土面積は38万km²ですけれども、この約12倍ございます。

我が国の周辺水域には、栄養塩や魚を運んでくる親潮と黒潮などの海流がぶつかることで潮目ができまして、豊かな漁場が形成をされている、高い潜在力のある漁場となっております。

注の中にありますように、世界中で2万5,000種と言われておりますけれども、日本とその周辺海域からは3,900種の魚類の生息が報告されているということでございます。

4ページ、我が国の漁業生産です。

平成21年の我が国の漁業・養殖業生産量は543万t、生産額は1兆4,730億円となっております。ごらんいただきますように、最も生産量が高かったのは、昭和59年の1,282万tですので、このときに比較しますと、約半分となっておりますけれども、これは1つに昭和50年代以降のグラフの中の緑色の部分ですけれども、遠洋漁業に関しまして、各国が排他的経済水域を設定して、外国の経済水域内で操業ができなくなったということで、撤退が進んだということ。2つ目といたしましては、真ん中のピンクの沖合漁業の関係ですけれども、昭和50年代、60年代に非常にたくさんの資源があつて、大漁に漁獲をされていたマイワシが平成に入って大きく減少いたしまして、400万tとか、500万t近くとれていたものが、数十万tと減少したということで、これが漁獲量の減少の大きな要因となっております。マイワシを除いた沿岸沖合漁業の生産量で見ますと、これは比較的安定して推移をしているということでございます。

5ページ、このように我が国周辺は、世界で最も豊かな漁場の1つでございますが、我が国の水産資源の状況ということで、右側にグラフを載せております。資源評価の対象となっている主要な漁獲対象資源の状況というのは、経年の図表が出ておりませんが、全体としては、近年、安定的な状態にありまして、低位水準にとどまっていた資源が減って、高位とか、中位のものが若干増えていくという状況にございます。そういうことがありますけれども、依然として低位水準にとどまっているもの、あるいは資源が悪化しているものも見られておりまして、22年の評価ではこのグラフですけれども、資源評価が行われている84系群中の4割に当たる34系群で低位水準となっております。

6ページ、資源の管理について御紹介をさせていただきます。

水産物の安定供給を図るためには、資源状況を改善して、資源の持続的利用を図るとい

うことが極めて重要でございまして、我が国の場合、このような3つの仕組みを基本に資源管理を行ってきたところです。

まず、主要な漁業種類、これは漁獲能力の非常に大きい、右側に大中型まき網とか、沖合底びき網といった例が書いてありますけれども、こういう漁獲能力の非常に大きい漁業種類について隻数や総トン数、操業期間、操業区域、漁具等の各種規制を実施する漁業許可制度、右側に魚種が書いてありますけれども、サンマ、スケトウダラなど、主要な7魚種について国が年間の漁獲量の上限を設定して、そこまでの漁獲を認めて管理するという漁獲可能量制度、それに緊急に資源回復を図ることが必要だと判断された魚種を対象に漁業者の合意に基づいて、国または都道府県が減船とか、休漁を内容とする計画を策定いたしまして、資源回復計画と言っておりますけれども、これを行っていくという、この3つを組み合わせ実施をしてきております。資源回復計画につきましては、現在、66計画が実施中ということでございます。

7ページ、このような資源管理を実施してきたところですが、更に今年度から、下の表にあります、現在、資源回復計画等で行われている計画的管理だけではなくて、そのほかの漁業者が自主的に資源管理をしてきたものにつきましても、包括的に取り組んで、国あるいは都道府県が資源管理指針を作成いたしまして、この指針に沿った資源管理計画を漁業者に作成していただいて実践するという新たな資源管理の体制を導入し、基本的にすべての漁業者が計画に基づく資源管理に参加するよということ今、取り組んでいるところです。

8ページ、この新たな資源管理の仕組みとセットになるわけですがけれども、新たに資源管理・収入安定対策という、この下の表の上ですがけれども、それとコスト対策からなります資源管理・漁業所得補償対策というのを講じることといたしました。この対策は、先ほどの新しい資源管理指針、資源管理計画による資源管理に取り組む漁業者等につきまして、資源管理によって基準収入から一定以上の減収が生じるといったことも増えるだろうということ、そういった場合に、原則9割まで減収を補てんする資源管理収入安定対策というのを設けまして、23年度から開始をしているというところでございます。

9ページ、我が国の漁業就業者の関係でございます。

就業者数につきましては、左のグラフにございますように、平成5年の32万5,000人から減少しております、21年には21万2,000人となっております。平均年齢は56.2歳、この表にありますように、65歳以上が21年では35.8%と増加をしているところでございます。

参考までに農業の数字を御紹介させていただきますと、農業におきましては平均の年齢が65.8歳、65歳以上の割合が6割を占めるということでございますので、農業ほどの状況ではないということでございますけれども、漁業においても高齢化は進みつつあるということでございます。

右側の関係ですけれども、また漁船の高齢化も進んでおりまして、右のグラフは指定漁業という非常に大規模な漁業の船の船齢をプロットしたものでございます。船齢19年が中央値となっております、21年以上経過している漁船が4割以上と高船齢化が進展しています。船が古くなりますと、生産性の低下、メンテナンス費用の増大、または更には安全性の低下等が懸念されまして、漁船の更新というのは非常に重要な課題となっております。

10ページ、新規就業者の状況でございます。

一般的に厳しい雇用情勢とか、職業、ライフスタイルに関する考え方が多様化する中で、新規就業者数は1,500人程度から、最近では1,700人から2,000人ということで、増加傾向にあります。経済情勢が悪化しまして、求人倍率が低下すると、漁業の就業の希望者が増加する傾向があるように見受けられます。

11ページ、我が国の漁業の生産性を主要国と比較してございます。

我が国の漁業者1人当たりの生産量及び生産金額は、右側の沖合遠洋漁業で見ますと、主な水産国と比較して、生産量、生産額ともにEU加盟国の平均値と同じぐらいの水準にあります。

また、左側ですけれども、黄色いポツがありますが、沿岸漁業について見ますと、1人当たりの生産量は10t行かないぐらいで、非常に小さいわけですが、単価の高い鮮魚の供給を主体としていることなどにより、1人当たりの生産額は比較的高い水準にございます。

12ページ、漁業経営をめぐる動向でございますけれども、漁業経営に影響を与える大きな要素といたしまして、漁船漁業に不可欠なA重油の価格の問題があります。近年、国際的な需給関係に加えまして、投機資金などが原油の国際市場に流入するといったようなことで、乱高下推移を担っておりまして、漁業経営に影響を与えております。

燃油価格は左のグラフにございますが、20年8月に史上最高値、1リットル当たり124.6円を記録した後、一旦下落しておりましたけれども、23年に入って再度上昇局面となっております、予断を許さない状況です。

右側が漁船漁業の会社経営体の経営の推移でございますけれども、漁船漁業の会社経営

体というのは、ごらんいただきますように、傾向としては、漁労部門が赤字基調にありまして、他部門の利益でそれを補うという傾向が見てとれます。21年度につきましては、漁労売上高が減少したことなどにより、漁労の赤字が拡大して、経常利益で見ても、赤字に転落するという状況になっています。

13ページの漁業経営体の収入ですけれども、右側の表にありますように、個人経営体のうち、専業兼業の割合というところで、漁業の場合は専業と1種兼業の割合が農業に比べて非常に高く、8割と非常に高くなっておりまして、漁業収入への依存分が高いという状況です。

14ページ、養殖業経営につきましては、養殖のコストに非常に大きな割合を占める養殖の配合飼料の輸入価格が中国を始めとする世界的な需要増を背景に高値で推移をしております。また、収入支出とも規模が大きいブリ、タイ養殖などでは経営が不安定な傾向にあるのが見てとれます。

15ページ、飛ばさせていただきますして、16ページです。

国民1人当たりの魚介類の摂取量ですけれども、これについては、魚介類が長期的に減少傾向にございまして、逆に肉類がほぼ横ばい傾向にあったことから、18年に初めて肉類の摂取量が魚介類を上回るという状況になりまして、その差が拡大してきているという状況であります。

17ページ、家庭での鮮魚購入ですが、ごらんのように以前はアジ、イカ、サバといった丸の魚が購入されていましたが、食生活の簡便化が進んで切り身や刺身などが増加したといったことなどから、サケ、イカ、マグロなどの購入が増えているという状況にあります。

18ページ、購入について右側の図表を紹介させていただきますけれども、以前、この表は、年齢によってどれぐらい魚を食べているかというのを整理したものでございますが、若い世代ほど魚を購入しなくなっておりまして、現在、30歳から39歳ぐらいの世代というのは、60歳以上の主に3分の1ぐらいしか魚を買わないという状況になっております。

19ページ、こういった中で消費者が水産物を購入する際に重視することについての意識調査ですけれども、鮮度とか、安心・安全であることというのは、非常に関心が高くなっています。水産物を供給する側におきましても、安全を確保して供給するという取り組みについてきちんと行っていくという必要があると考えられます。

20ページ、水産物の自給率です。自給率は赤線になりますけれども、平成12年から14年

ごろは53%でございましたが、その後、国内生産量は安定的に推移し、一方で輸入が減ってきているということで、上昇傾向にありまして、最近では62%となっております。

21ページ、水産物は世界の中でもほかの果物、穀物、肉に比べまして、右側の表にありますように輸出に仕向けられる割合が非常に高いという特徴があります。こういった中で、世界の水産物の貿易の数量というのは非常に増加しているという状況にあります。

22ページ、このような中で日本の水産物輸出について整理をしておりますけれども、グラフにありますように、かつてマイワシがたくさんとれた時代には缶詰の輸出等によって水産物輸出が盛んだったんですけれども、その後、マイワシの減少等によって減少いたしました。最近、世界の水産物需要の拡大を背景に再び増加をしております。平成19年、22年には1,955億円となっております。

生産物の輸出の拡大のためには、相手国が設定する衛生条件等に適合するということが必要でございまして、HACCPの導入促進などや衛生証明書の発行体制等の整備が重要となっております。

次の23ページの水産物の流通につきましては、時間の関係もありますので、割愛をさせていただきます。

24ページ、水産加工業についてです。

水産加工業の出荷額は3兆3,978億円となっております。特に2ポツですけれども、我が国の漁業・養殖業に占める国内消費仕向量のうち6割が加工向けとなっております。漁業において水産加工業がきちんと活躍してもらえるとということが非常に重要なこととなっております。

25ページ、ここからは漁村の状況について若干御紹介をいたします。

我が国の沿岸地域におきましては、2,914の漁港と6,298の漁業集落がございます。海岸線で5.6kmごとにあるという計算になります。ごらんになれますように、全国平均と比べても高齢化率が高くて、右側の表では魚価の割合が高い集落ほど人口の減少割合が高いといった状況が見られております。

このような中で、26ページ、漁村の所得の向上を図るために、漁業者の手取りを確保していくという観点からいろいろな取り組みが行われております。特に、地場の豊かな水産資源を活用して6次産業化の取り組みの一層の推進が必要となっております。漁業者自身が水産加工品を製造したり、直接販売をしたりあるいは生産・加工・流通を一体的に行うことによる取り組みのほかに漁業と2次産業・3次産業との融合による、例えば漁家レス

トランとか、漁民民宿あるいは漁村体験等の都市住民との交流といった展開も考えられるところでは。

昨年12月にはいわゆる6次産業化の推進の法案が公布されまして、国としてもこういう取り組みの支援を強化していくということにしております。

27ページ、再生エネルギーの利用に関しての漁村での取り組みの状況です。

全国各地の漁港等において、省エネ化やCO₂削減のために風力や太陽光などの再生エネルギーが利用されております。震災によりまして、広範な地域への電力の供給が長時間停止したことなどから、地域の特性に応じて利用できるエネルギーを活用して、地域完結型のエネルギー利用も考えていかなければいけないのではないかとといったことで関心が高まっております。

最後のページですけれども、28ページ、漁協について整理してございます。

漁業の就業者が減り、組合員の規模が縮小する中で漁業管理費の縮減が進まないといったことで、赤字の組合が非常に多くなっておりまして、水産庁においても22年度から漁協経営改革支援資金の利息を助成する事業などを実施しているところです。

以上、非常にかいつまんだ形ですけれども、水産業をめぐる情勢について御紹介をさせていただきます。

資料2-5ですけれども、これにつきましては、先週に東日本大震災からの復興の基本方針として東日本大震災復興対策本部から方針が示されておりますので、これを御紹介いたします。

この方針は復興に向けた国の取り組みの基本的な方針でございます。水産業に関しましては、18から19ページに記載がございますので、御参照いただければと思います。

資料2-6ですけれども、これは先ほど御紹介いたしました水産マスタープランの詳細を示した資料でございます。概略は先ほど御説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

これらを踏まえまして、資料2-7でただいま駆け足で御紹介をさせていただいた事項の中から今後の基本計画の検討においてキーワードとなる事項を整理したのが2-7の資料です。水産業をめぐる情勢といたしましては、真ん中にありますけれども、震災による甚大な被害ですとか、資源状況の低迷、資源管理・漁業所得補償対策を開始しているといったこと、燃油の高騰の問題、漁業者の高齢化・漁船の高船齢化あるいは安全な水産物の供給に対する要求、再生可能エネルギー、6次化等の情勢がございます。

これらを踏まえまして、今後の検討の視点ですけれども、まずは東日本大震災からの復興というのが重要なテーマになりますけれども、そのほかにつきましても、新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化あるいは意欲ある漁業者の経営安定といった項目を整理してみました。次回以降の企画部会による分野ごとの検討につきましては、この視点の項目ごとに行っていくことを基本に進めたいと考えてございます。

以上、とても駆け足で恐縮ですけれども、資料の説明を終わらせていただきます。

○山下部会長 どうもありがとうございました。

ただいま保科室長より説明をたくさんいただきましたけれども、簡単に復習をいたしますと、最初に基本計画策定までのスケジュールを説明していただきました。次に、東日本大震災やそれに対する水産庁の対策、最近の水産業をめぐる情勢について説明をいただきました。更にそれらを踏まえて次期基本計画検討の視点について1枚紙を基に御説明をいただきました。スケジュールにつきましては、次回から企画部会におきまして、月に1回から2回程度の頻度で分野ごとに見直しに向けた議論を進めまして、24年2月上旬ごろにまた本日のメンバーでお集まりをいただきまして、骨子を議論するというところでございませぬけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山下部会長 それでは、本日は委員改選後最初の会合でもございますので、水産行政に対するお考え、また水産基本計画の見直しに向けた御意見など、皆様方の御意見を幅広くいただければと思います。時間としては、あと30分ぐらい、12時をめぐりにと思っておりますので、よろしく願いいたします。どなたから、またどんな切り口からということでも結構ですので、お願いいたします。いかがでございましょうか。

特に企画部会の皆様方は、また来月、再来月ぐらいから頻繁にお目にかかることとなりますけれども、本委員会の委員の方々で企画部会に属しておられない方につきましては、次、この議論をいただくのは2月ということになりますので、是非この機会にお願いをいたします。また勿論、企画部会の委員の方々も御質問あるいは御要望なりというお考えを聞かせていただければと思います。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 資源の管理の問題、この中の検討の視点でも入れていただいているわけでございます。先ほど御説明いただきました情勢の変化の資料の5ページのところで、ここは資源水準の状況について、低位の資源がまだ4割あるというところでの22年度における、

この時点のことが書かれているわけですが、これを例えば5年前と比較したというものの資料もございまして、ここは低位のものが減少して、中位、高位のものが増えていっている。こういうふうには資源状況については、私どもとしては下げ止まって、いい方に向かっていると思っておりますし、この中で特に栽培の対象種については、相当多くのものが資源状況としては好転をしているということでございます。

やはり私どもとしては資源の管理のことを今度の基本計画の中でも展開をしていく中では、この資源の状況をどうよくしていくか。このためには資源の管理の問題と、加えて栽培に対する取り組みであるとか、または栽培資源を放流したところの藻場・干潟という漁場環境をどう適正の方に持っていくか。こういう3つの柱が整って初めて結果が出てくるものだと思っております。

このことにつきましては、例えば北海道の石狩湾のニシンの増加であるとか、マツカワの資源が非常に大きく好転しているというのは、こういう3つの要素がそろったということもあるのかと思っております。是非そういう視点を含めて、今後の基本計画の中での議論の柱立てとしていただければと思っております。

もう一点、6ページの資料の中で資源の管理について、ここにあります許可制度なり、TAC制度なり、または回復計画と書かれているのでございますが、私どもは沿岸の漁業におけます管理というのは、自主的な管理を含めて取り組みをしてきているわけでございますので、そういうものについての評価なり、今後の展開についての御議論をこういう中에서도いただければと思います。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

御要望、御意見ということで承ります。

ほかにはいかがでしょうか。

角委員、お願いします。

○角特別委員 全国漁青連の角と申します。

水産基本計画の中で燃油の高騰というところがありまして、確かに現在も上がってきております。その中で、来年の3月、例の原油の免税措置が切れるとかということが結構、浜の中で話題になってきていますので、基本計画の中で免税措置も是非継続というのも考えてもらえないでしょうか。

○山下部会長 ありがとうございます。

須能委員、お願いします。

○須能委員 被災地の石巻から来ました。我々、仮の復旧から本復興を目指して仕事をしておりますけれども、現在、従来の水揚げの1%にも満たない、毎日1、2tの水揚げで、かつては平均500tぐらいを水揚げしていたところでもあります。そういう中で、何とか長期的な計画を下に着実に進めていかなければいけないと思っております。そういう中で、今日おられる皆さんにも引き続き、この水産業の復興というのは時間のかかるもので、大いに支援していただかないと達成しないということを是非御理解いただきたいと思いません。

その中で、次期水産基本計画を見ていただきますと、ほとんどが漁船漁業の産業、とる部分が主体の書き方で、かつての水産業を支えた消費者、賢い消費者は、基本的に自宅で調理して食べていたために、実質、歩留まりのよい食べ方で、今の生活のシステムが変わったから、確かにやむを得ないとは言いますが、もっと自宅で消費する意味でいきますと、この水産物の供給、要求に対する中で消費者共有といいますか、魚食普及の減についてもっと積極的に対応してもらいたい。

実際に各市場での問題としては、冷凍、製造、製氷その他、加工業界がそろわないと水揚げの受け手がなければどうにもならないということで、もっと加工業界、陸上の問題についての関心をどう一般の国民にわからせるか。農業と対比して見た場合に、農産物、米でも、大豆でも、これはしょうゆでも、酒でも、醸造業ということで別な産業の 카테고리になりますけれども、水産物はすべて加工しても、缶詰を含めまして、水産加工品というカテゴリーにいます。ですけれども、一般消費者は水産業とは離れて考えているということで、非常に理解を深めさせるPR機会が必要ではないかなと思います。

昔はもっと魚というものが身近なものになっていたんですけれども、例えば林業においても、各村に木を製材するところをたくさん見たものですから身近な存在だったわけですが、そういうことで林業も身近なものでなくなってしまった。

水産もそういう面がいけば加工の現場が集約されたということで、国民が理解を得る機会が減った。ですから、そういう意味での力点を置かないと、ますます水産が国民から離れてしまうのではないかと、これを危惧しますので、是非その辺も今回は考慮していただきたい。このようにお願いいたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 私の方から現在の指定漁業というもので、いわゆる漁船の高齢化、船齢の高齢化というものが水産業をめぐる情勢の変化という資料の中にも4割以上が高齢化だということで記載をされております。現実もそういうことでございます。魚をとるということから始まる水産漁業でございますから、物がなくて流通加工もなければ消費もないと、こういうことだと思えます。やはり魚をとるという原点の漁船をどのようにリプレースをしていくかということが非常に重要な問題だと思えます。

よって、この構造改革対策事業の拡大、維持存続というものを次の基本計画で十分配慮していただきたいと申し上げておきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

來生委員、お願いします。

○來生委員 私は、漁業は必ずしも専門ではないのですが、海の問題全体についていろいろ研究をしたり、提言をしたりしておりますので、そういう観点で幾つか教えていただきたいこととか、これからのこの会議で機会があれば教えていただきたいことと、少し意見を述べさせていただきたいと思えます。

1つは、資料2-7の検討の視点の一番上の東日本大震災からの復興ということで出ておることですけれども、これは教えていただきたいことですが、今日御説明いただいた資料でも、漁港の数というのは日本では非常に多くて、伝統的に集落ごとに1つぐらいずつある。それが今度の震災の復旧と復興の関係をどう考えるのか。結局、漁村集落ないしは漁業に依存している自治体が新しい生活の場をどうつくるかということを考えるときに、漁港がどう、壊されたものが復旧ないしは新しくつくられるかというのが非常に大きな問題だと思うんです。それが最終的には、自治体の人々の住み方を決める。

一方で、今度の震災でもう漁業を続けられないということで、高齢者も多いということでお辞めになる人もいます。そういうときに、どういう手順で、鶏が先か卵が先かとか、いろいろなことを決めるのですごく大変だと思うんですけれども、今、大体、どういう手順で漁港の復旧をお考えなのか。

そのときに、従来のやり方だと今までと同じ漁港が欲しいねと漁業をやっておられる方は当然言うと思うんですけれども、そういうことに対する国の投資の能力も限られていて、他方で漁業を続けられないという方も増えている状況を見ると、需要の把握ないしは投

資ができる能力と、新しい漁港の整備の計画というものがどう関わるのか。最終的にはそれがまちづくりとどう関わっていくのかというすごく複雑な状況にあるので、その辺がどういう手順で全体が見通されているのかということチャンスをあればお教えいただきたい。これはお願いでございます。

もう一つは、一番下に水産業をめぐる情勢というところで6次産業化の推進というところが同じ資料2-7でございます、私はこれは今後の漁業にとって非常に大事なことだと思うんですけども、そのときに、今いろいろな地域で海洋牧場などを都道府県の投資によってつくったりする。そのときに問題は、漁業をおやりになっている方ではない、遊漁者がかえって魚のとれる環境を整備するとたくさん魚をとってしまうという問題があって、現在の一般の漁業のシステムでは遊漁者から直接お金を取れない。

私もいろいろなところからそういうメカニズムで何とかお金が取れないかという御相談を受けたりしているんですけども、私が前から考えていたり、今度たまたま東日本大震災との関係で、海洋政策研究財団のニューズレターにも書いたことですが、内水面漁業だとお金が取れる。そのメカニズムがどうして海に適用できないのか。ありとあらゆるところで内水面漁業権を海に適用するということではできないかもしれないけれども、場所によってはそういうことは考えられないか。そういうことをすることによって漁業集落のある種の6次産業化に随分貢献できるというところはないのだろうかと考えていたりしまして、昔は内水面漁業の方が多分、遊漁者の数も多かったのだろうと思うんですけども、現在の状況だと海で釣りをする人の方が圧倒的に多分、多いのだろうと思うんです。そういうことを考えられないかということで、これはそのうち議論をしていただければ大変幸いだと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

漁港漁場の整備についても追々ということによろしいですか。それとも今、何か。

○柄澤漁政部長 漁政部長でございます。

まず、先ほど資料も御説明申し上げましたが、今回、基本計画は5年に1回の見直しということでルール、法律上決まっているわけですが、くしくも来年3月に5年目が来る、今年の3月に大震災が期せずして発生いたしまして、これは、我が国の水産業にとって、申し上げるまでもございせんが、大変なインパクトがある出来事でございます。したがって、このことが水産政策全体に当然、影響してくるわけでございますので、まさに

今日から半年以上かけて御議論いただくわけでございますけれども、この大震災をどう今後5年間の水産政策に生かしていくのか。先生方の活発な御議論をいただきまして、また私どもに御指導いただきまして、この震災を水産政策にどう生かしていくのかについて、是非貴重な御意見をいただきたいと思っております。

そういった中で、震災自体について申し上げますと、さっきも申し上げましたように、水産庁として、復興マスタープランというものをいち早く出したつもりでございます。その中で、今、漁港のことについてもお尋ねがございましたが、一定の考え方は示させていただいています。具体的には、少し御紹介しますと、資料2-6が復興プランの概要でございますけれども、1枚おめくりいただきますと、「1. 漁港」というところがございまして、この中で大ざっぱに言いますと、3種類、①②③の категорияに漁港を分類いたしまして、それぞれごとの考え方を示しております。さっき須能委員からもありましたような、石巻のような誰が見ても全国を支えるような漁港につきましては、①のように全国的な漁港でございますので、これを従前よりいいものにしていく、流通加工機能も強化していくということだと思っております。

一方、地域の中で、まさにおっしゃるように、集落ごとにたくさんある漁港につきましては、②のジャンルと③のジャンルの漁港に一定程度分けまして、湾内に4つも5つも漁港がある場合、その中で地域の水産業の拠点となる漁港を決めて、そこに一定の、特に流通機能のようなものを集約していく必要があるのではないかと。その他の漁港については、勿論そこに集落があれば生活の拠点でもあるわけでございますので、そういったところについては地元の御意向をよくお聞きしながら、例えば係留機能に特化するとか、そういった形で②と③の間の機能分担を図っていくということが我々の全体としての考え方でございますが、水産庁としてこの地域の漁港はこうしろ、ああしろということを上から決めていくことはできませんので、こういった大きな考え方に基づいて、現在、各県においてこの漁港を具体的にどうするということをお決めいただいている過程にあると理解しているところでございます。

なお、先ほど来、税の問題ですとか、予算の問題も御意見賜りました。こういったことについても今後、十分御意見をちょうだいしたいと思っておりますが、一般的に申し上げますと、この基本計画は5年に1回の政策のベースになる、方向性を示すものでございますので、それを受けて毎年の予算、毎年の税制を私ども行政が毎年毎年決めていくといたしますか、国会にお諮りして決まっていくということでございますので、その税とか、予算自体では

なくて、そのベースになる政策の方向性をここで御議論いただいて示していただくということだと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

木場委員、お願いします。

○木場委員 木場でございます。ありがとうございます。

私は、水産業の方とは全く御縁がありませんで、消費者代表あるいは一般的な立場から意見を申し述べたいと思いますが、まず、水産業をめぐる情勢を拝見して、一般の者でも大変興味深く、食卓にお魚が上るまでというところでいいますと興味深い内容でしたので、こういったことを一般の方にも是非周知していただきたいという感想を持ちました。

2-7について時間もないので幾つか簡単に申し上げますが、検討の視点の方で東日本大震災からの復興というのがあるんですが、私はもっと長い目で、復興後のまちづくり、来生委員もさっきおっしゃっていましたが、どういう港まちづくりをするのか。防災の視点でのまちづくりというものも広い視野で今後考えていく必要があるのではないかなど1つ思いました。

水産業をめぐる情勢の下の方ですが、安全な水産物の供給に対する要求の高まりというところで2行書いておりますけれども、やはりスピード感を持って安全・安心に対してメッセージを発するとすると、消費者としては、今の放射線物質に関してのことに非常に興味がありまして、もれもやはりきちっとした情報が行き渡っていないものですから、ある専門家は大丈夫だと言い、片方ある専門家は食べない方がいいということで左右されるようでは、水産業の皆様にも大変悪い影響が出てしまいますので、ここはスピード感を持って適正な情報を早く消費者の皆さんに発信することをお願いしたいと思っております。

次ですが、再生可能エネルギーのところですが、これはもう国全体のエネルギー問題、これからこういった選択をしていくのかというところでございまして、再生可能というのが一番重要だと、大事だということで動いているところだとは思いますが、導入するに当たってはいろいろと広大な面積も要しますし、電気の安定性という部分もありますし、いろいろな課題がありますので、これは再生可能にこだわらず、分散型で自家発電等々でも結構ですが、それぞれの港の皆さんが自立して、この間みたいに、うちも千葉県浦安市でインフラが、電気が止まったりとかを体験したんですけれども、冷凍冷蔵施設等々が電気が行かなくなると大変なことが起こるというのをニュースで見て、ああ、そうだということを感じましたので、やはり自立できるようにいち早く電力の事情を整えてあげ

ることが必要ではないかなという感想を持ちました。

以上、最初なので感想ですけれども、失礼いたしました。

○山下部会長 ありがとうございます。

先ほど山根委員から手が挙がっていましたので、まず、山根委員にお答えいただいて、近藤委員、また改めてお願いいたします。

○山根委員 主婦連合会、山根と申します。

不勉強で現場のことなどよくわからないことも多くございますけれども、ただ、震災からの復興、日本の水産業の再建というのは本当に心から願っております。消費者の理解とか、支援を広げるということも大きな課題だろうと思っています。

喫緊の問題というか、震災からの復興ですけれども、やはり瓦れきの処理が大変急がれることだと思っていますけれども、なかなか思うように進まないという現状があるんだろうと思います。聞こえてきますのは、今、被災地の衛生状態が大変ひどいことになっているということを耳にする機会が増えています。そうしますと、漁港や漁村などもどういうことになっているのか大変心配に思うことでもあります。衛生という目的で、一方で洗浄、殺菌ということで薬品を大量に使うことはかえって環境にはどうなんだろうということも素人としては思うことございまして、なかなかその辺りも情報とかが届かないことですので、勝手な判断で消費者がいろいろ不安を大きく募らせるということが多くあるように思いますので、情報提供に努めていただければと思っています。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

近藤委員、先ほど挙手していただいて、佐藤委員もでしたか。では、お二方、続けてお願いいたします。

○近藤委員 ただいま、今後の復興とか復旧の話があるんですけれども、その中で漁港の問題として土地利用の問題が大きな課題として残るかなと思っています。

と言いますのは、今、水産業に民間がどうこうという話もある県知事から出ておりますけれども、それよりもかなり漁港の、特に助成金が入った土地の規制緩和が図られればかなり大きな、まちづくりについてもそうですし、さまざまな民間がその土地を高度に利用するという観点からも大きな飛躍になるのかなと思いますので、今後は是非、漁港の土地利用の規制緩和が大きな課題になるかなと思っていますので、考えていただければと思います。

もう一つは、市場法の問題で魚の市場がたくさん全国にあるわけですが、特に、いわゆる競り人の規制緩和と言うんですか、実は、漁民の方々が先行投資をして魚をとつてくると。それが実際に、価格の反映の中に原価がほとんど考えられていなくて競りにかけられる。ところが、社会ニーズを考えればそんなに安く買い叩かれるのではなくて、もっともっと付加価値を付けて購入することができると思うんですけれども、その辺の流通上の競りの許認可と言うんですか、参加をかなり自由にするによって非常に価値の高い市場が出てくるかなと思いますので、この2つの流通の観点から市場法も見直していただけだと思いますので、よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。

1点質問、1点意見ということでお願いいたします。

1点目の質問でございますが、5年間の基本計画ということでございます。当然、行政であればそれが確実に達成できたかどうかの評価、目標率などをどのような形で考えておられるのか現時点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

基本計画の検討の視点、資料2-7でございます。検討の視点は、私はおおむねこの中に入っていると思うんですが、ただ、水産業における21世紀のメガトレンドは何があるかと考えた場合、ほかのところも一般的に言われるのですが、やはり環境問題を水産業にいかにか大きな柱としてとらまえていくかということと、リスク管理が今後大きな重要な役割を果たすのではないかと思います。

私が出席させていただいた大きな理由は、先ほども御意見ございましたが、消費者からどうも漁業というのが遠くになってきているのではないかなという気がいたして仕方ありません。それで、何とか消費者から漁業者あるいは漁業の顔が見える水産行政というのを今後、大きな柱にさせていただければいいかなと生意気なことを言わせていただきたいと思っておりますので、その辺も企画部員の方からひとつ頭の隅に入れていただいておりますので、その辺も企画部員の方からひとつ頭の隅に入れていただいております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

今の5年間の評価について保科室長の方からお答えをお願いします。

○保科水産業体質強化推進室長 現行の基本計画におきましても、例えば自給率目標とか、幾つか目標として設定している項目がございます。これにつきましては、次回以降、分野

ごとに検討していただく中で実施状況等もお示ししながら、御議論いただければと考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

武田委員に挙手していただいているので、お願いします。

○武田委員 私は先ほど須能委員がおっしゃいました加工流通の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現のためには、消費者という受け皿がきちんとしていなければ売れていかないからということをおっしゃって、すごく共感いたしております。私も思うんですけども、買い手がなければ幾ら魚をとるとということについても、魚をとることに魅力を感じなくなってしまったりとか、あるいは皆様の御苦勞が水の泡になってしまうので、とにかく今、既に肉と魚の食べ方が逆転しているという状態で、魚が離れてきているというんです。

今までのを見ていると、魚を食べようという教育が、料理をしましよとか、魚をさばきましようみたいな料理しよう教育に置き換わってしまったせいで離れて行っているのではないかと私は思うんですけども、今の人はとにかく料理をしないし、都会では魚がさばけるようなキッチンを持っているところがないということで、そうしたらやはり加工食品とか、流通しやすいものというものを出していかないと、ニーズに応じて魚を食べるということを今の若者に伝えていかなければいけないということで、加工食品ですね。

私は以前、魚肉ソーセージの制作に関わってパンフレットをつくったことがあるんですが、魚肉ソーセージと普通の肉のソーセージでは全然栄養成分が違って、日本人に非常にいい状態、余計な油が少なく、いい脂肪酸が入っている。とてもバランスがよくて、しかもウインナーと違って魚肉ソーセージはその辺に置いておけるんです。だから冷蔵庫が要らないんです。こんなにいいものはなかったんだと私も初めて見直しまして、そう言えば、魚肉ソーセージなどは忘れていたんですけども、今の子どもたちもスナック菓子をかじっているぐらいだったら魚肉ソーセージをかじらせたいとか、そういうふうに少し変えて、加工食が若者に受け入れられるものをどんどんもっとPRして行って、先ほど言いました肉との違いとか、いいということをうんと消費者を教育していくということをつくっていかなければ、安定供給の実現に行かないと思う。だから、もっとそこをPRしていく方法を考えていきたいなと思います。

安全なということで、先ほど見ましたら、汚染された状態などはホームページでと書いてありましたが、風評被害を真に受けるような方というのはホームページで調べた

りきれないんです。その辺の人が話していることで、これは危ないんだってと買って買わなくなってしまうので、そんなにまじめにホームページを見ている人じゃないんです。なので、ホームページではぬるいと思います。ラジオ番組ですね。ラジオとか、テレビとかのところで、枠を買い取って、いかにもこれは安全性を言っているよという感じではなくて、親しみやすいような、番組の中でちらっと言うんですね。これはこのぐらいの安全なんだということで。それも安全とか、危ないということも正直に言いながら、私はいつも放射線の汚染状況のニュースを見るたびに笑っているんですけども、これは1つ、CTを1回浴びたらこれよりもっとすごい量なんだよということがわからない。たばこを吸っている方がもっと危ないんだよということで、コウナゴが禁止されたときに、私は売ってほしい、私が買いに行きたいぐらいでした。あれはたばこを吸うよりとか、CT検査をするよりよほど安全なので。しかもあれは加工してしまえば減ってしまいますから。ということで、消費者には情報を並べて、ほかとの危険性と並べて公開して、選んでもらうとした方がよろしいのではないかと考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

具体的な提案だったと思います。

今、手を挙げていただいているのが野崎委員と濱田委員と東村委員ですけども、時間がそろそろ来ておりますので、恐れ入りますが、このお三方に御意見をいただいたら、少し延びますけれども、そこで終了と。

○來生委員 済みません、もう一言だけ付け加えさせてください。

○山下部会長 一言だけ、では、わかりました。

では、順番にお願いいたします。

○野崎特別委員 福島県漁連の野崎です。

東日本震災の復興と、安全な水産物の供給の観点から、是非、国の工程表を見ても、今基本方針には福島原発の1項目を入れていただいて、これを特筆した形で検査体制、供給体制等を基本方針の中に入れていただきたいというのがお願いでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、濱田委員、お願いします。

○濱田特別委員 東京海洋大学の濱田でございます。

ここは業界あるいは消費者の代表者の方々が意見を述べるところだと思いますので、余り私の方からは控えなくてはいけないと思いつつも、1つだけ御質問があります。しかも、

少し局所的な内容でございます。

震災対策で第二次補正予算が出て、現場を歩いているといろいろな御意見がございまして、二次補正の関係で二重ローン問題対策というのが出ました。この二重ローン問題対策というタイトルと、内容が若干、解釈が難しいと感じたわけです。共同利用施設復旧支援事業ということになっています。どうしても一次補正の中企庁が出したグループ支援のようなものを考えてしまうわけですが、財政支援という呼称にはなかなかできない中、そういった仕組みで中企庁の方が出したことと思いますが、この二重ローン問題対策、自身は水産業共同利用施設復旧支援事業というのをどう理解したらいいのかというのが質問でございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

濱田委員はまた企画部会の中でこの問題をお答えいただくということで、次に東村委員からの御意見をいただきたいと思っております。

○東村委員 福井県立大学の東村と申します。

私が伺いたい点というのは、水産業をめぐる情勢の変化です。資料2-4の8ページにあります所得補償の件です。

福井県の状況しか存じませんが、福井県は現在、漁業収入のうちの4割がこの共済に加入していると。それを今度は漁業者数で見ると2割しか加入していないと。すなわち大型定置もしくは沖合底引き、小底の一部が入っている状況です。そうしますと、まず、共済に入らない人は入らない人なりに理由があって、非常に漁獲量が低いものですから、要は掛け捨てと一緒にんだという感覚を持っている。そうしますと、これは所得補償ということですが、共済に入らない限りは所得補償が受けられない。所得補償に入って漁業者視点で見た場合に意味があると考えているのは比較的、大型の漁業者であるとした場合、それをねらって意欲ある漁業者の経営安定というのが次期水産基本計画の検討の視点にも出てきておりますが、それをねらって行われているのか、それともそういうわけではなくて、共済の負担金の補助も出るようですから、もう全体の底上げとして所得補償をねらっているのか。その辺がつかみにくいところでございますので、状況を教えていただければと思っております。

ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、來生委員、お願いします。

○來生委員 済みません、簡単に。

資料2-7の検討の視点には是非入れていただきたいことがあって、それは海洋基本法ができておりますので、沿岸域の総合的管理という観点とこの水産基本計画ということを是非議論していただきたいということが1つです。

もう一つ、水産業をめぐる情勢の中の再生可能エネルギーの重要性の認識というところの書き方が活用ということになっていて、要するに漁業のサイドで電気をどう使うか。そういう視点ですけれども、実は、外の世界との関係で言うと、漁業に対する、例えば洋上風力なり、潮流発電というときに、漁業が積極的に電気をつくるサイドに貢献できる部分というのがすごくたくさんあって、今、そういうことをやりたいという人が漁業との調整が物すごく大変だということで問題になっておりますので、その辺も是非、積極的につくる側というところとの協力をするという視点を入れていただきたいということでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

どうも活発な御議論をありがとうございました。

今、時間の関係で水産庁の方からお答えをいただかないことと私の方で判断しましたので、今後の企画部会の中で、また質問していただいた方には個別にお答えをすることとさせていただきたいと思えます。

それでは、次回以降の企画部会の開催日程について事務局の方から説明をお願いします。

○橋本企画課長 それでは、本日、資料の検討スケジュール案でお示いたしましたとおり、今後、月に1、2回程度、企画部会を開催させていただきたいと考えております。大まかな日程及び分野の設定につきましては、速やかに部会長と御相談させていただきまして、その上で企画部会の委員、特別委員の皆様にご連絡させていただきたいと考えております。

また、個々の会議の具体的な日程につきましては、各委員、特別委員の皆様のスケジュールをお伺いした上で調整いたしまして、御連絡を申し上げるということを考えております。

なお、次回でございますけれども、8月下旬から9月上旬ごろを考えておりまして、また平成23年度の水産白書の作成方針等についてもその際、御意見等いただきたいと考えております。

また、本審議会の方の開催スケジュールにつきましては、年明け2月ごろをめどに今回同様、企画部会と合同での開催ということで予定しております。これも具体的な日程等につきましては、改めて調整した上、御連絡させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

初めから不手際で時間が遅くなって、遅れてしまいまして済みませんでした。ほかに何もございませんでしたら、以上で本日は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。